

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成29年6月20日（火） 午前10時00分～午前10時35分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 4 番 浅岡 保夫、  
5 番 長谷川広昌、 6 番 黒川 美克、 9 番 杉浦 辰夫、  
13 番 北川 広人、 16 番 小野田由紀子、  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 8 番 幸前 信雄、 11 番 神谷 直子、  
12 番 内藤とし子、 14 番 鈴木 勝彦、 15 番 小嶋 克文  
市民6名、記者1名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、  
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹、  
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、  
税務GL、税務G主幹、  
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、  
上下水道GL、地域産業GL、上下水道G主幹、  
会計管理者、監査GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正について
- (2) 議案第37号 高浜市税条例の一部改正について
- (3) 議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (4) 議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (6) 陳情第4号 ミニボートピア建設における不明点（問題点）についての陳情
- (7) 陳情第5号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る6月16日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案4件、補正予算1件、陳情2件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

審査の前に、傍聴者の方をお願いをいたします。高浜市議会会議規則及び高浜市議会傍聴規則により、私語、拍手、事前に許可を得た記者以外の写真撮影、動画撮影、録音等は禁止されております。守っていただけない場合、退場を命じる場合がありますので御了承ください。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。説（総務部） 特にございませぬ。

#### 《質 疑》

（1）議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 議案第36号ですけれども、高浜市情報公開条例ということで、過去3年間ぐらいの情報公開請求の数ですとか、それから審査会の開催の数、それがわかれば教えていただきたいんですけれども。

答（行政 主幹） 最近の情報公開請求件数につきまして、平成26年度が11件、平成27年度が18件、平成28年度が48件で、平成28年度におきましては、30件の増加という形になっております。開催状況といたしましては、情報公開審査会につきましては、公開請求にかかる公開決定の不服申し立てがなければ、例年1回となっております。ただ、前年度は、22回開催をいたしました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかにないようですので、議案第36号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第37号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

(6) 陳情第4号 ミニポートピア建設における不明点(問題点)に  
ついての陳情

委員長 本件については、陳情者より意見陳述の申し出があり、審査に先立ち、意見陳述を行います。

それでは、陳述者の方は、意見陳述席に移動をお願いいたします。

陳述者の方に、注意事項を申し上げます。意見陳述は、陳述の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間は、概ね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配付を禁止いたします。意見陳述後は、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。委員長の指示に従っていただけない場合は、直ちに意見陳述を中止することがありますので御了承ください。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

意見陳述者登壇

意見陳述(陳述者) おはようございます。今回、私に発言の場を与えてくださいました市議会の皆様、市長及び市職員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。

この陳情書は、平成29年5月2日に議会事務局に提出したのですが、その後、高浜市は、二池町に建設を決定しましたので、内容を一部追加させていただきます。

陳情書。ミニポートピア建設における不明点（問題点）についての陳情。高浜市田戸町七丁目7番44、渡邊裕子。趣旨、平成29年3月29日（原文まま）、市議会本会議にて、議会は小規模場外舟券売り場、以降、ミニポートピアといいます。設置を賛成多数で可決しました。問題を残したまま、先に進めています。市議会にて不明点、問題点を速やかに解明するように、また、解明するまで先に進めないように陳情します。

1. 交通の問題。高浜市は名鉄三河線にて東側と西側に分断されています。今回設置予定場所は、東側となっています。東側からミニポートピアへ来る車についての問題は少ないと考えますが、西側から来る車については名鉄三河線を横断してミニポートピアに入ってきます。三河高浜駅南側・高浜港駅北側、南側と二池町地内（ヤマト運輸横）になります。三河高浜駅南側踏切以外の二池町内の道路幅は狭く、なお且つ小中学校の通学路となっています。ミニポートピアの開催時間または終了時間が小中学校の登下校と重なった場合、計画概要（二池町内に配布されたビラ）には「地元警察署の指導のもと周辺の通行者へ配慮する」とありますが具体的にどのような対応をされるのか説明をしていただきたいと思えます。

児童・生徒に関しては田戸町、碧海町、青木町にも関係します。そして、それぞれの学区（港小学校区、南中学校区、高浜小学校区）に関係してきます。交通量が急増する時間帯に、子供達を交通事故から守る方法を説明してください。現在、交通指導員の方が各地区に立ち子供達を見守っていただいておりますが、大きな道路だけで、狭い通学路には立っていません。この問題は二池町にミニポートピアを設置したいと分かった時点で行政が考えなければいけない重要な問題と考えます。

2. かわら屋支援問題。二池町の住民の各家庭を訪問されミニポートピア設置に関しての説明をされた議員がみえますが、その話の中で「かわら屋支援にもなる」と説明されたと、二池町住民の方よりお聞きしました。また、3月29日（原文まま）、議会可決後、二池町に住む金原豊満氏がミニポートピア設置に反対していた市議会議員さんへ電話したところ、「議会で可決してしまったから何を言っても遅い。かわら屋支援

だ」と電話を切ってしまわれたそうです。この議員さんが言われたことが事実なら、今回ミニポートピア設置に関係している一企業の支援をすることになりますが、高浜市内にはまだまだ多くのかかわら屋といわれる中小企業の会社があります。その幾つかの中小企業から今後、支援の要請があった場合、どの様な支援をされるのでしょうか。一企業だけでなく、市内の企業に平等に支援できる事を市民の皆さんへ説明していただきたいと思います。（私個人の考えでは、行政が一企業の支援をすることはできないと考えますが）

3. ギャンブル依存症問題。昨今のテレビのニュースや新聞にもギャンブル依存症問題が取り上げられており、二池町住民のミニポートピア設置反対の請願書にも記載されていきました。この問題は二池町（ましてや高浜市）からギャンブル依存症の人を出したくないという反対派住民の切なる思いから来る気持ちであると考えます。議会で可決したから終わりではなく、高浜市での設置が決まったのであれば、ギャンブル依存症という病気にどう対応されるのか具体的な考えを説明していただきたいと思います。日本は民主主義国家ですが、決定したことに権利を主張するだけでなくそのあとに続く義務、市民に対しての説明義務を果たしていただきたいと思います。

4. 町内会決裂の問題。現在、二池町の町内会は、ミニポートピア設置に賛成の方と反対の方と二分しています。1,308名の反対署名は生きています。巷では東南海トラフ、南海沖地震が近い未来にやってくると騒がれていますが、高浜市の防災を考えたとき、真っ先に活動するのは町内会であると考えます。

行政側は対策本部の設置、消防は人数に限りがあるのですべての災害には対応不能。そうなる活躍できるのは町内会しかありません。近所の人たちの安否確認、初期消火、がれきの下敷きになっている人の救助、避難所の開設などが考えられます。町内会が二分されたまま災害時に機能するとは考えられません。

この問題は賛成派、反対派関係なく今後に大きく影響します。以前田戸町でも同じでした。行政として大きな問題を発生させたことについて

は事実です。今後、どのように対応されて町内会をより良くしていくのか説明していただきたいと思います。

5. ミニボートピア設置についての代替地。先のミニボートピア設置について、市議会本会議にて高浜市議会はミニボートピア設置について賛成決議をしましたが、場所が二池でなければならないとは決議されませんでした。そこでミニボートピア設置場所について提案します。代替地として地元住民反対がほとんど無いのではないかと考えます。小中学校の通学路からも外れ、主要道路からの出入りも信号があるため事故も起こりにくいのではないかと考えます。その場所は「高浜市青木町一丁目1番地2」です。交通問題、かわら屋支援問題、町内会問題をすべて解決できる場所です。また、ミニボートピア主催側（株式会社碧海総合研究所）も海に面しているので実際に競艇選手を呼んで競艇の実物と選手との撮影会・サイン会などのイベントも行なえ集客を上げる最高の場所と考えます。

以上、5つの問題を議会で審議していただきますよう陳情します。

ですが、この5番については、二池町の建設が決定していますので、実現不可能ですが、ここのお隣には名古屋トヨペットのマリーナもあり、現在は自家用ボートの保管場所です。お金がなくてボートを買えない庶民にもレジャーを楽しめるようにボートのレンタル、船長付きのボートのチャーター、釣り舟のチャーター、水上スキースクールなど、また、バーベキューパーティーができる場所でもできれば、高浜の名産品を売る屋台をつくってもいいかもしれません。高浜でいろいろ遊べると、人が集まって活性化になると思いましたが、残念です。高浜市民の多くは、ミニボートピアが建設されることは新聞などで知っていますが、具体的な内容は全く知らないと思います。

高浜市、高浜市議会議員、株式会社碧海総合研究所の三代表による説明会の開催を速やかに実施してください。そして、6月14日の西三河版に掲載された円滑運営や、環境保全の対策を関係者が協議する運営協議会の立ち上げを早急に行ってください、入口の場所、駐車場の出入りの制限など、地元住民の意見を反映できるようにしてください。



全て、市民の立場になって考えてくださるよう、切にお願いいたします。恐らく、このミニポートピアの問題も、高浜市民のどれだけが理解されているか、どれだけの市民が知って理解されているかわかりません。報告、連絡、相談、報連相を行ってください。市民目線に立った行政を行ってください。以上で私の陳述を終わります。ありがとうございました。

委員長 これをもって、陳情第4号の意見陳述を終了いたします。陳情者におかれましては、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

#### 意見陳述者降壇

委員長 それでは、陳情第4号、ミニポートピア建設における不明点（問題点）についての陳情についての意見を求めます。

意（3） 今回の陳情第4号を見させていただきまして、議会で取り扱っていく内容ではないと考えておりますので、不採択をお願いいたします。

委員長 ほかに。

意（16） 今、意見陳述を述べていただきましたが、この陳情第4号、ミニポートピア建設における不明点についての陳情ということで、5点のことについて説明するようという内容になっておりますが、高浜市議会としまして、意見書を提出をさせていただいております。最大限、こういったことに配慮した内容になっておりますし、また、地域の人に迷惑をかけないような内容にもなっております。そして、しっかりと今後、御迷惑をかけないように取り組んでいただきたいというような内容の意見書でございます。また、本年の5月25日には蒲郡市、常滑市、半田市との協定書を締結されて、全員協議会でも報告をいただきましたので、この陳情につきましては反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（5） 1の交通問題につきましては、陳情内容を踏まえ、ボートレ

ースチケットショップ高浜に関する協定書第2条の1項に基づき、交通安全対策について万全の措置を講ずるよう市に求めます。同時に、住民の方々の不安等を一刻も早く解消できるよう、迅速な説明等もされますよう、要望しておきます。

次、2の、かわら屋支援問題につきましては、陳情内容にあるよう、一企業だけを支援することに該当するのであれば、非常に問題だと考えます。市においては、そうではないということをしかりと住民の方々に説明し、理解をいただけるように努力することを要望しておきます。

3のギャンブル依存症問題については、国において議論されている最中だと思いますが、市においても国の動向に注意しながら、ギャンブル依存症への具体的な対策を考えていくよう、要望しておきます。

4の町内会。

委員長 長谷川委員、すいません、意見を言ってください、要望ではなく。

意(5) 意見じゃなくて、この部分については、私の意見として、この問題は、市にしかりと対策をしていただきたいという意味で、今の段階では、市のほうに要望するしかないと思いますので、出させていだいております。

4の町内会分裂問題については、市において一連のボートピア建設にかかる町内会の物ごとの進め方、選挙のあり方等をしかりと検証し、何が問題であったかなど、きちんと論点整理し、住民の方々に説明をする必要があると考えます。今後、二分されたままではいけないので、中立公正な視点で分裂した町内会を仲介することも必要だと考えます。

5のミニボートピア設置についての代替地につきましては、陳情内容にある場所には設置が可能であるかどうか、市に調査を求め、その結果を陳情者に回答するよう要望しておきます。

最後に、高浜市市民全体へのボートピア計画概要説明会を実施するよう陳述書にも記載がございますので、市におかれましては、速やかに市民全体を対象に説明会を行うことを要望しておきます。以上のことから、本陳情には賛成させていただきます。以上でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第5号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) 陳情第5号について、反対の立場で意見を言わせていただきます。「適正な下請価格や賃金・労働条件を確保できる公契約法を制定してください。」とありますが、本市では、工事品質の低下や労働者の雇用条件の悪化などといった、ダンピング受注に対応するために、低価格での受注とならないよう、低入札価格調査制度の導入や最低制限価格の設定など、その対策を講じておりますので、本市の入札価格を見て、そういった傾向はないという状況にありますので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意(16) 陳情第5号ですけれども、記述の2ですけれども、「地方自治拡充のため、地方交付税、国庫負担金・補助金を増やしてください。」とありますけれども、国の財政が大変厳しい中、単に地方交付税、国庫負担金・補助金をふやすのでは、ますます国民の負担もふえるのではないかと思います。自治体の創意工夫で、限られた財源を最大の効果が出せるよう努力することも必要と考えますので、この陳情には反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(5) 陳情項目1の公契約法につきましては、各地方公共団体において条例等を定め、実施できると考えるため、国に対し意見書等を提出

する必要まではないと考えます。また、陳情項目2の『地方交付税の算定に「行革努力」を持ち込まず』とありますが、頑張っている、経営努力をしている自治体にはインセンティブを与えるほうがよいと考えるため、本陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第37号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(6) 陳情第4号 ミニボートピア建設における不明点(問題点)についての陳情

挙手少数により不採択

(7) 陳情第5号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

挙手なしにより不採択

委員長 次に閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。

一つ、消防団について。一つ、自助・共助に関する取り組みについて。一つ、公共施設の再配置について。以上、3件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」との発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。

以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」との発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時35分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長